

平成29年 第9回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年9月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 平成29年9月11日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 大会議室
 - 3 出席委員 18名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
 - 4 欠席委員
19番委員 高 橋 久 美 子
 - 5 議事録署名委員
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
 - 7 会議に附した事件
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 協議事項・報告事項
(1)制限除外の農地等異動通知書について
(2)形質変更届の届出について
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に4番委員高橋良一・5番委員廣田尚夫を指名し議事に入る。

引き続きまして、議事に入ります。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 1ページをお開きください。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次・朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の〇〇さんが〇〇さんから譲り受けるという案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

お世話になります。2番、櫻井です。よろしくお願いいたします。

農地法第3条による申請事案について、調査結果を報告いたします。

申請地は〇です。場所は、ちょっとこの図面、これを見ながら、ここが県道で信号があって〇のところ、そしてここが三叉路と〇の駐車場に入るところもあるので、普通の十字路みたいな感じのところなんですけれども、〇がもうちょっと先まで行って、大型が通り抜けられないという状況で、ちょうどこれが四つ角になるように、そして〇、新しく踏み切りをつくって、この2mの赤線道路の脇を通過して、田んぼを通り抜けてこのところに新設の道路をつくりたいということで、その中でここは田んぼと、このところ〇〇さんで、〇〇さんの所有地がここになります。そして、このところはこういうふうにかかってしまうので、その部分をこの〇〇さんの田んぼのほうでも用地がかかるんですけれども、その畑でこのところにあるのを代替地として譲ってもらえればという話がまとまったということなんですけれども。

そして、〇を抜けてきて大型が通り抜けて行けなかったところ、この道路を取って高速のあたりに入る、〇へ出て高速の入り口につなげたいという道路ということでもあります。隣接ということですね。

耕作面積等については、もともとが6,430㎡田と畑であるんですが、道路用地として土地がなくなって同面積の代替地ということで、耕作面積自体は余り変わりません。それで、あとは周辺農地に支障を生じるかということなんですけれども、畑の位置が変わるだけで、同じ内容で耕作していきたいということであるので、問題はないと思います。

以上なんです、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。櫻井委員から報告をいただきました。

この案件について質問、意見等ありましたら、挙手の上発言願います。いかがですか。

（「異議なしの」の声）

ありませんか。

なければ、許可と決めます。

続きまして、番号2番、〇の畑、〇の〇〇さんから〇の〇〇さんに贈与、所有権移転という案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

10番委員

10番、高橋です。

9月3日に調査に行って参りました。場所は、これが〇なんですけれども、〇から〇へ上がったところの場所です。

それで、〇〇さんは、もう何十年も前にこの〇から〇に出てしまって、自宅も跡があるだけで、もう自宅も壊れてしまってありません。土地だけがあるような状況であります。

それで、この辺が今、国調が入ってしまっていて、国調の土地の境界の立ち会いに〇〇さんが出たときに、昔この土地を父の代に、この土地はお宅にやりますよという、結局、早い話が昔の借金の形というあれで、やりますよという証文が残っているということで、それでたまたま国調が入ったので、ここはこういうのがあるんだけどという話がまとまって、〇〇さんが、それでは無償で〇〇さんにあげますよという話がまとまったそうです。

それで、ここは田で耕作していて、ここ桑畑が荒れてしまっていて、もうかぶっているような状態なので、ここもあげますと。これを本人は、だんだん耕してきれいにして、大豆を植えたいという話でした。

〇〇さんは一人住まいで、今、田んぼをつくったりいろいろやって、こだわった農業をやってます。だから、これも耕してきれいにして、やっていきたいということでもあります。

何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

この案件につき質問、意見等がございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可ということで決定します。

続きまして、番号3番、〇の畑、これを〇〇さんから〇の〇〇さんに贈与ですね、所有権の移転をしたいという案件です。

担当委員さんから報告をお願いいたします。

11番委員

11番の森下です。

これは9月4日、調査したその結果について報告いたします。

譲渡する場所は、〇の写真見るとわかるように、墓地と、その色が濃いところは全部もう桑林のような状態になっています。きれいになっているところは大体宅地と墓地なんですけれども。譲渡人の〇〇さん、この畑は一応お父さんの所有で、お父さんの代に、今回譲渡する先隣に〇〇さんの自宅の隣に住んでいた、もともとは姻戚関係で、〇〇さんのところが本家筋に当たるんだというような話をされておりました。

それで、今回、〇〇さんは、お父さんが亡くなって相続をしたんですけれども、〇に住んでいて、自宅のあった跡の宅地とそれから畑はこの1カ所だけなんですけれども、残っているんだけど、もう遠いし自宅も家もなくなってしまって宅地だけの状態だし、畑もここだけなので、もともと本家筋に当たる〇〇さんのところで管理したり、あと整理してもらえればということで、今回譲渡という形で話が持ち上がったと聞きました。

譲受された〇〇さんなんですけれども、ブルーベリーとか田んぼとか約千何百㎡かの耕作をされておりますので、譲渡後の耕作等については、特に問題は

ないと考えます。

それと、耕作面積、耕作については確実である、周辺農地の利用に対しても問題、すぐ隣が墓地なんですけれども、〇〇さん、その隣ちょっと図面の一番上のほうにブルーベリー畑を所有していますし、すぐ隣が〇〇さんの墓地になっているので、ブルーベリーを植えましょうなんていう話をされていたので、耕作については特に問題はないというふうに思います。

ですから、そんな状態なので、周辺農地に与える影響も特にないと思います。この間、現地を確認に行っただんですが、現地については、写真ではちょっと桑畑のような状態になっているんですが、既に全部桑を切ってきてきれいになっております。隣の墓地を今、荒れはてた墓地を直しているの、その墓地の工事用の重機が置いてあった状態なんですけれども、工事が終わったら重機を撤去して、来春には多分ブルーベリーが植えられるんじゃないかというふうに思っていますので、特に周辺農地に対する影響もないかと思えます。

以上ですが、よろしくご審議お願いします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま森下委員より報告いただきました。この案件につき、質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可と決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決めます。

続きまして、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次・朗読説明)

以上、よろしく願います。

議 長

それでは、番号1番、〇の〇〇さんの田に〇〇さんが一般住宅を建設したいという案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

1 番委員

1 番、楠淵武重です。

これは、昨年、農振除外の申請が出されたときに皆さんで見ただいて、それからお伺いを立てるかどうかが審議したわけでございますので、説明は省かせていただきたいと思っております。

それで、〇〇さんというのは、ここにも書いてあるようにお孫さんでございますので、〇〇さんのお孫さんが建てるということでございます。それと、この申請が通れば、来月あたりから着工したいということをおっしゃっておられ

ました。

それと、建物については、平屋建てということを計画しているそうなので、後ろ側はちょっと高さがあったりするんですが、道路の上ですね、北側になりますけれども、そこは高さがあるから建物による日照権とかそういうようなことは平屋ですので考えなくてもいいかなというふうな感じしております。

以上の報告ですが、よろしいでしょうか。

議 長

ありがとうございます。

ただいま榊渕委員に報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、番号2番、〇の畑、〇〇さん外2名ということですが、〇〇の道路工事に伴う迂回路用地としての申請です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

6番委員

6番の石坂達夫です。

農地法第5条による許可申請が私の担当である〇から出ましたので、3日の日曜日に3名に行き会いまして、面積の確認、また大体この辺というところで立ち会っていただきました。一時転用ですので問題ないと思います。

それと、場所としては、〇、〇から大体2キロぐらい北側になります。この前も1番の方が言いましたけれども、農地の除外申請で高圧ポンプのポンプ小屋の敷地を除外申請で皆さんに立ち会っていただいたその南に〇があったんですが、その〇の前を上げて部落に入るんですが、ちょうどその〇の下が道路のカーブをとるために当たるんですね。そうすると、そこで施設園芸をしている方が2人いるんですけれども、その人たちが出荷にそこをどうしても通らなくてはならないので、何とかそこを道路を塞がないでくれという要望が出たらしく、それから今の迂回路をではつくろうということになったらしいです。

監督さんとも行き会ったり、いろいろ地元の人にもちょっと立ち会ってもらったり、いろいろ皆さんが集まって来てくれて話ができました。

目的は適当だし、面積は適当だし、また〇〇という〇の中では大きいほうの〇さんで、間違いなくこの時期的なものを、先ほど事務局が読み上げましたけれども、来年の5月30日ごろまでにはちゃんと返せるように、農地としてちゃんと復元して返せるようにということを聞いてきました。特段問題はないと思います。

それから、また周辺の農地の営農条件への支障についても支障は全くないと。皆さんが希んでいるような状態なので、問題ないと思います。

また、転用することによって、付近の農地、作物被害とかそういうものにも全く害はないと思います。鉄板を敷き込んでもらって、鉄板をはいでというやり方だそうです。全く問題はないと思います。

以上、私が調査してきた結果なんですが、審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま石坂委員に報告いただきました。

この案件について質問、意見等がございましたら、挙手の上発言願います。
いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、番号3番、〇の畑、〇〇が〇〇さんからまき置場として借りて
転用したいという案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

14番委員

14番原澤幸雄です。

農地法第5条1項の規定による申請が私の担当からきましたので、現地調査
をしてきました。

まず、場所なんですけれども、真ん中に通っているのが〇の南側を走る〇に
なりまして、手前右から左に行くのが県道の〇に抜ける道です。真ん中を〇の
ちょっと先に〇がある手前のところ。〇は、もっと左側のほうなんです。
〇をまたぐ大きな橋の手前、冬になるとよく橋のところに猿の群れが出る橋で
す。そこら辺ですので、右側に〇〇さんがありまして、その先の畑をまき置場
に使用するということだそうです。

そこら辺ですが、道路沿いは牛を飼っている人が〇の道路沿いのほうは結構
作物をつくっている人がいるんですが、ちょっと中に入りますとほとんど耕作
放棄手前の状態でクソバが茂っています。今回〇〇さんがまき置場にするとい
うことで、一時転用ということですので、目的は遅滞なく実現すると思います。

申請面積は全体のうちの972㎡のうちの572㎡で、適当かと思えます。
周辺農地の営農条件の支障はないと思います。転用によって生じる付近農地の
作物の被害も防除措置もなく、これも適当かと思われま。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま原澤委員に報告いただきました。

事務局は補足説明がありますか。

事務局

そうですね。申請事由のところでも触れているんですけれども、まだ申請書
を受付けていませんけれど、この半分のこちら側ですね。こちら側の農振が今
入っている状態なんですけれども、農振除外をして、できれば転用したいとい
う話です。それが400㎡ということなんですけれども、その間ですが暫定的
に使用して、これは事前にお話いただいたところで、県にも相談に行かせてい
ただきました。

最初は、道路に対して半分に縦に区切る形で考えておられたんですけれども、
県のほうに相談したところ、こちらの農地を分断してしまうので、そういった
区割りではなく、一部残すような形になるんですけれども、農地と農地、道路
が行き来ができるようなそういう広がり分断しないような形ということで
アドバイスをいただいて、〇〇さんの〇〇さんのほうもつなぎました。

結果、申請という形です。

議 長

ありがとうございます。

現在は、この許可を離れた場所ということで、その後将来的には、手前のほうに使ってくれということです。

この案件について質問、意見等がございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決したいと思います。

続きまして、5番の協議事項・報告事項に入ります。

(1) 制限除外の農地等異動通知書について。

事務局よりお願いいたします。

事務局

6ページをごらんください。

協議・報告事項1、農地法第5条第1項第7号による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上、報告事項を終了いたします。

議 長

続きまして、(2)の形質変更届による届出について。

事務局、お願いいたします。

事務局

7ページをごらんください。

形質変更届による届出について報告いたします。

◇(議案書・順次・朗読説明)

以上となります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番その他ですけれども、事務局何か。

事務局

特にありません。

議 長

皆さんから何かありますか。

(「なし」の声)

ないようですので、7番の閉会に。お願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

[午後2時10分]